

第435回 東京地方最低賃金審議会

- 1 日 時 令和5年8月7日（月）午後2時03分から午後3時00分
2 場 所 九段第三合同庁舎11階 共用会議室1-1、1-2
3 出席者 公益代表委員6名 労働者代表委員6名 使用者代表委員6名

都留会長 それでは、定刻になりましたので、第435回東京地方最低賃金審議会を始めます。

初めに、委員の出欠状況について事務局から説明してください。

主任賃金指導官 本日は委員定数18名全員が御出席ですので、現時点におきまして最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数である全委員の3分の2以上、または各側委員の3分の1以上を満たしていることを御報告いたします。

都留会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

都留会長 議事（1）「東京都最低賃金の改正決定について（答申）」であります。東京都最低賃金の改正決定につきましては、専門部会で御審議いただいておりますが、その結果が得られたようですので、報告を受けたいと思います。

専門部会長の村上委員から報告をお願いします。

村上委員 それでは、報告させていただきます。

事務局から報告書を読み上げてください。

主任賃金指導官 それでは、各委員に報告書をお配りいたします。

（報告書配付）

賃金指導官 それでは、読み上げます。

令和5年8月4日。

東京地方最低賃金審議会会長都留康殿。

東京地方最低賃金審議会東京都最低賃金専門部会部会長村上文。

東京都最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年7月3日、東京地方最低賃金審議会において付託された東京都最低賃金の改正決定について、現下の最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府が実施する生産性向上等への支援を一層強化することを要望する。とりわけ、事業場内で最も低い時間給を一定以上引上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、支給対象となる事業場を拡大すること、また、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者がより活用しやすくなるようにすることを要望する。加えて、税制や補助金等の種々の施策に取り組むことも要望する。中小企業・小規模事業者において業務改善助成金及び種々施策の周知等の徹底を要望する。

価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）・改正「振興基準」（令和4年7月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

別紙。

東京都最低賃金。

1 適用する地域、東京都の区域。2 適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。3 適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。4 前号の労働者に係る最低賃金額、1時間1,113円。5 この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6 効力発効の日、法定どおり。

村上委員

東京都最低賃金専門部会報告の結論に至る経過につきまして、私から御説明いたします。

本年度の東京都最低賃金につきましては、令和5年7月3日に改正の諮問を受け、5回にわたり専門部会を開催し、慎重に審議を重ねてまいりました。この間、令和5年7月28日には、中央最低賃金審議会から本年度の地域別最低賃金改定の目安が答申され、東京都については、目安41円が示されたところです。

本年度の審議において、労働者代表委員からは、

1番目、春季賃上げについて、連合の全国調査でも高い数値であったが、東京都の妥結状況調査でも、加重平均で3.92%の賃上げ率となっている。未組織の労働者やパート、アルバイトの方を含め社会全体に波及させたい。

2番目に、高い水準の春季賃上げ結果の背景にある物価上昇を踏まえ、その結果以上の最低賃金の引上げが必要である。令和4年10月から今年6月までの東京都区部の消費者物価指数の対前年上昇率は4.4%となっていることを重く受け止めたい。

3番目、急激な物価上昇下において、支払能力は企業ごとに事情が異なるが、生計費については漏れなく生活者一人一人に影響する。3要素は全て重要であるが、特に生計費を重視したい。

4番目に、賃金の引上げには、価格転嫁が必要であることは労使共通の思いであり、価格転嫁のさらなる施策の推進を要望したい。等の主張がなされました。

一方、使用者代表委員からは、

1番目に、地域最低賃金は最賃法第9条のいわゆる3要素をバランスよく考慮して決定すべき。根拠に基づく議論が重要であり、令和5年の賃金改定状況調査第4表①の賃金上昇率Aランク2.3%をよりどころに、東京都最低賃金額の改正額を考えたい。

2番目に、生計費については、物価上昇についての配慮が必要なことは理解できるが、最低賃金法は赤字企業であっても罰則が適用される強行法規である。東京都内の中小企業の景況調査では、依然マイナスの業種もあるなど、中小企業の経営状況はコロナ禍のダメージから完全には立ち直っ

ておらず、倒産も増えている。また、企業物価指数も消費者物価指数同様、高い状況であり、価格転嫁は進んでいない状況など、企業の支払能力を十分に考慮して金額を審議すべきである。

3番目、物価上昇を全て企業が賃上げで負担しなければならないのか疑問である。企業ではなく政府がやるべきことがあるのではないか。また、中小企業支援策と言われる業務改善助成金は、最低賃金の引上げに対応する企業が幅広く利用できるよう基準を緩和してもらいたい。

4番目に、改正金額の審議同様、発効日をいつにするかも重要である。しっかり議論したい。
等の主張がなされました。

これらの主張を受け、公益委員としては労使の主張の隔たりを埋めるべく努力してまいりましたが、残念ながら意見の一致を見るには至りませんでした。

そこで、公益委員としては、最低賃金法の趣旨を踏まえ、賃金改定状況調査等の目安小委員会配付資料、専門部会の審議における労使各側からの主張、事務局から提供のあった東京における最低賃金に関する基礎調査結果、労働経済指標、生活関連指標等様々な資料を踏まえ、最低賃金法第25条に基づく意見聴取手続にのっとり提出された改正に対する様々な意見や各種要請書も参考に、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮して、東京という地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、真摯に検討を行いました。

その結果、中賃答申において、「今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するに当たっては、4.3%を基準として検討することが適当」とされたところであるが、東京における引上げ額の目安は41円であり、引上げ率は3.82%と0.48ポイント下回っており、全国47都道府県の中で最も低い割合であったこと。目安の41円、これは引上げ率3.82%ですが、消費者物価指数の対前年上昇率4.4%を一定下回るものであるが、当該上昇率4.4%は、Aランク内においては大阪4.8%、愛知4.7%、千葉4.7%を下回って、東京は中位であること。Aランクの賃金改定状況調査結果第4表において、引上げ率が2.3%の実績であること。地域別最低賃金の地域間格差への配慮をする必要があることとの認識に至りました。

このような認識の下、中央最低賃金審議会答申において示された目安額を参考にしつつ、労使各側の主張を総合的に勘案した上で、現行の東京都最低賃金1,072円について、41円引き上げ、引上げ率3.82%で、時間額1,113円とすると決定するのが適当であるとの公益案を提示し、多数決の結果、部会報告書のと通りの結論に至りました。

以上でございます。

都留会長

ありがとうございます。

ただいま村上委員からの報告にありましたように、専門部会での結論が全会一致とはなりませんでした。そこで、最低賃金審議会令第6条第5項が適用できませんので、本審において改めて審議することになります。

それでは、各側から御意見がありますでしょうか。

まず、労働側、いかがでしょうか。

田代委員

では、私、田代から意見を述べさせていただいて、もし何かあれば補足というふうに他の委員からもお願いしたいと思っております。

まず、村上委員から詳細なる御報告と経過を含めていただきたいと思います。私も専門部会の一員として審議させていただきました。そういった中で、幾つか述べさせていただけたらと思っております。

まず、現行の水準でございますけれども、地域別最低賃金1,072円、こちららは、年間2,000時間働いても年収約210万円程度にしかならず、家族を養うどころかワーキングプア水準にとどまり、国際的にも低位だということが現状かと思えます。そういった中で、私たち労働者側といたしましては、今年の春季生活闘争の賃上げの結果から、中堅、中小、また大手も含めてですが、村上委員からお話がありましたけれども、物価上昇や、東京における、そういった率も勘案をしたうえで、現状での中央での目安41円、これでは到底低いのではないかというようなことも検討させていただいて、意見も述べさせていただきました。

審議を進めるに当たっては、始まる前に様々な団体、または個人からの意見書、要請書も頂いており、私どもが目指す「全国誰もが時給1,000円」の実現のため、全国の牽引役としての首都東京の役割は重要であり、引き続き、時給1,500円を目指して審議をしてまいりたい、ということを念頭に、

意見などを述べさせていただいておりました。

とりわけ、中小零細企業におきましては、価格転嫁のシステムといったものは、取引先は大手になろうかと思えますけれども、今後さらに必須だと思っております。

これは私たちだけではなくて、経営側含めての意見だと思います。私どもも経営側と話をしている中、そういった意見が見られます。そういった中で、専門部会で使側の皆様方から様々な意見をいただきました。また、私どもとしても、今、村上委員から説明いただきました意見などを出ささせていただき、今回まとめていただきました専門部会の公益見解を重く受け止めて、これから採決に臨んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

都留会長

ありがとうございました。

労側の他の委員の方、補足する意見がございますか。よろしいですか。

それでは、次に、使側はいかがでしょうか。

清田委員

公益委員からの見解に基づく御報告、御紹介をいただきまして、ありがとうございます。

全5回にわたる専門部会における議論をまとめるに当たって、公益委員の皆様がまとめていただいた公益委員会の見解のメモがあったかと思えます。しっかりと3要素に基づいて議論をいただいたということを改めて確認をする意味でも、この公益見解のメモを御紹介いただくことは可能でしょうか。

都留会長

事務方、いかがですか。

賃金課長

労使の意見の後、採決の前に読み上げさせていただければと思います。

清田委員

承知しました。

都留会長

清田委員、以上ですか。

清田委員

はい。

都留会長

ありがとうございます。

使側の他の委員の方、御意見ありますか。

神委員

専門部会報告の取りまとめに当たりまして、精力的な議論をさせていただきました公益委員の先生方、それから労側委員の皆様、そして、様々な

資料を御準備いただきました事務局の皆様に対しまして、まずは感謝を申し上げます。

専門部会報告は、本来であれば全会一致となることが望ましいものであると理解をしているところでございますが、今回は大変厳しい、難しい審議となりまして、意見の一致を見るのは難しかったのかなという認識をしているところでございます。

最終的に、中央最低賃金審議会から示された目安どおりの引上げ額とする公益委員見解が東京における専門部会報告となり、この本審に諮られることになったことを十分に尊重した上で、この後の採決に臨みたいというふうに考えているところでございます。

私は今年からこの審議会に参加させていただくことになりましたので、率直な感想を一言申し上げておきたいというふうに思います。

賃上げと一言で申しましても、いわゆる春季労使交渉における企業の賃上げと最低賃金の引上げというものは似て非なるものと承知しているところでございます。しかしながら、最低賃金の審議に当たっては、同じように考えられている印象がございます。政府方針で示され、経済界としても目指すべき方向性としている構造的な賃金引上げというスローガンが、いつの間にか罰則のある最低賃金の審議の場に持ち込まれ、最低賃金近傍で雇用している企業経営者に強制的な賃上げを迫ることになっているように感じております。これまで使用者側の委員が繰り返し主張してきましたとおり、コロナ禍も相まって、業種、業態により企業の賃金の支払能力というのは大きく異なります。したがって、罰則付きの強行法規として守られるべき最低賃金の審議は賃金支払能力の低い企業に十二分に配慮することが極めて重要であるというふうに考えております。

例えば、2024年問題として取り上げられている運輸、建設、あるいは医療業界における労働時間規制の在り方については、他の業種、業界と同様に時間外の上限規制について論じることにはできないということで、規制の導入に一定の猶予期間が設けられたものと承知をしているところでございます。罰則付きの厳しいルールを定める際には、厳しい立場に置かれている企業や業界が後からでも追いつけるように、しっかりと時間をかけなが

ら業種ごとの企業実態を踏まえた対応を図ることが望ましいと言えるのではないのでしょうか。

最低賃金は業種、業界に関係なく、そして、赤字企業であろうとなかろうと、あまねく全ての企業に適用される強行法規でございます。特定の業種に地域別最低賃金を下回ることを認めるとする逆の意味での特定最賃はございません。したがって、違法とされる基準の最低賃金額を決めるに当たっては、より企業実態を踏まえた慎重かつ丁寧な議論が必要であります。そもそも物価上昇による実質賃金の減少の補填を最低賃金の引上げによって補わせようとするには無理があるとも考えているところでございます。

東京都の最低賃金は、2012年の850円から、2022年には1,072円となりまして、この10年間の物価上昇をはるかに上回る26%もの引上げを行ってまいりました。こうした点はもっと評価していくべきではないかというふうに考えるところでございます。国がやるべきことは、企業経営者が身を切る思いで行った賃上げの効果を減殺することのないよう、社会保障や税制の仕組みについて、時代の変化に合わせて大胆に見直し、労働者の可処分所得への影響を最小限に抑えることであるというふうに考えているところでございます。

私は、発効日の問題についても、8月1日にこの場でしっかりと議論したい旨を申し上げましたけども、残念ながら、専門部会ではこの点について時間的な制約からほとんど議論を行うことができず、本日に至っております。就業調整の問題につきましては、最低賃金の急激な引上げに伴って、より深刻になることが明らかです。年末繁忙期に向けて、これまで以上に人手不足が顕著となるだけでなく、就業時間が短くなることで保育の利用に必要な就業時間の下限を下回る労働者が出て、十分な保育サービスを享受できなくなる懸念もあるといった指摘もあるところでございます。来年度以降の審議会におきましては、発効日の問題についても正面から議論ができるようスケジュールを含め、審議の在り方に改善が図られることをお願いしまして、私からの意見とさせていただきます。ありがとうございました。

都留会長

ありがとうございました。

使側の他の委員の方、御意見ありますか。よろしいですか。

清田委員

私からも一言申し上げます。

改めまして、専門部会を含めまして、公労使三者構成の審議会で東京の状況をしっかり踏まえながら御議論いただきました公益委員の皆様、それから、労働者代表の皆様、また、各種資料を御提供いただきました事務局の皆様がこの場を借りてお礼を申し上げます。

また、この審議会におきまして、最低賃金法に定められている3要素による生計費、賃金、支払能力に基づくデータによる議論を行い、公益見解を示すに当たってもこの点を考慮いただいたことにつきまして、重ねて感謝を申し上げたいと思います。

今年度の改定において3要素を見たときに、足下の急激な物価上昇、それから、春季労使交渉における賃金の状況を踏まえて、一定程度の引上げは必要であると認識をしております。他方で、同様に物価、エネルギー等の様々なコスト高から価格転嫁が進まず、苦しい状況にある中小企業の支払能力というのは依然として厳しい環境にございます。

今回、目安どおり41円の引上げが御提示されましたが、いわゆる生計費における物価の上昇率に強く焦点を当てられた結果として受け止め、一方、中小企業の支払能力及び中小企業の賃上げの状況から見た場合には、非常に高い引上げ率であるものと受け止めてございます。中小企業の支払能力を高めていくためには、政府に対する要望等いただいたとおり、適正な価格転嫁と生産性向上が不可欠となってくると思います。業務改善助成金のみならず、税制を含めたより一層の実効ある支援をお願いしたいと思います。私からは以上です。

都留会長

ありがとうございました。

使側の他の委員の方、ございますか。

加藤委員

まずは、この間、公益委員の皆様、それから、労側委員の皆様、しっかりと議論をさせていただきましたことに感謝を申し上げます。また、そうした審議を下支えしていただきました事務局の皆様にもお礼を申し上げます。

神委員、清田委員から、様々、意見があったところですが、現下の状況におきましては、私も引上げは当然に考えているところでございます。しかし、やはり法定3要素のうち、結果としましては、企業の支払能力が十分に考慮された結果ということではなく、非常に残念であり、また、先行きに不安感が残っております。

折しも、専門部会が佳境にありました4日の夕方ですが、東京商工リサーチから7月の東京都の倒産状況が発表されました。149件と、前年同月に比べ52%の増加、11か月連続で前年同月を上回っております。産業別の最多はサービス業ほかで56件です。同社は次のようにコメントしております。物価高や人件費の上昇は中小零細企業の経営を直撃し、秋以降も増勢をたどる可能性が高いと。また、これに遡る7月29日の読売新聞では、東京大学の川口教授は、大幅な引上げで最低賃金水準での雇用が多い飲食などのサービス業で倒産が増加するおそれがあると指摘しておられます。

御承知のとおり、企業の倒産はそこでの雇用が失われるだけではなく、取引先など、そこにつながる広範な企業にも悪影響を及ぼします。先ほど専門部会報告もなされ、今年の結果は出ようとしておりますが、もう一つ、先行きの不安感をさらに高めているのが、1日のこの場でも申し上げましたが、国が1,000円達成後の最低賃金引上げの方針についても新しい資本主義実現会議で議論を行うとしていることです。現在のところ、内容は不明なわけですが、望まずに最低賃金近傍で雇用をせざるを得ない中小企業経営者の気持ちが折れないようなものであることを期待しております。

私からの意見は以上です。ありがとうございました。

都留会長

ありがとうございました。

使側の他の委員の方、御意見ございますか。よろしいですか。

専門部会で示された公益見解の根拠については、取扱いは、どの時点で読み上げますか。

賃金課長

ここで読み上げをさせていただきたいと思います。

都留会長

お願いします。

賃金課長

公益案を取りまとめるに当たり、目安額を十分に参考にしつつ、賃金改定状況調査等の目安小委員会配付資料、専門部会の審議における労使各側

からの主張、事務局から提供のあった東京における最低賃金に関する基礎調査結果、東京と全国を比較した労働経済指標、生活関連指標等、様々な資料を踏まえ、最低賃金法第25条第5項に基づく意見聴取手続に則って提出された改正に対する様々な意見や各種要請書も参考に、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮して、東京という地域の経済・雇用の実態を見極めつつ真摯に検討を行った。

1 東京における労働者の賃金。

(1) 東京における春季賃上妥結状況については、過去10年間で最も高い賃上げ率であること。また、Aランクの賃金改定状況調査結果第4表については、過去3年において最も高い賃金引上げが実施されていること。

(2) 令和4年における名目賃金（現金給与総額）の上昇率（前年比2.8%）において、東京は全国（前年比2.1%）を上回っており、東京における賃金引上げ水準は、全国的に見ても高い水準にあること。また、東京における実質賃金指数の上昇率（前年比マイナス0.1%）は、全国（前年比速報値マイナス0.9%）と比較すると、幅は微小であるものの、減少していること。

2 東京における労働者の生計費。

東京都区部における消費者物価指数（持家帰属家賃を除く総合）の対前年上昇率は、昨年10月から今年6月にかけて平均4.4%と、全国平均4.3%を上回っていること。また、東京都区分における消費者物価指数の内訳については、経済産業省が実施するエネルギー価格負担軽減策の影響によって、光熱水道（平均8.6%）、エネルギー（平均9.8%）が全国同様、令和5年2月以降に大きく押し下げられているが、一方、食料（平均7.4%）、生鮮食品を除く食料（平均7.8%）の必需品的な支出項目では、全国同様、上昇幅が拡大しており、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活が苦しくなっていると考えられること。

3 東京における企業の支払能力。

(1) 東京における雇用情勢は全国的に見て低位であるが、有効求人倍率（就業地別・季節調整値）は順調に回復しており、上昇率（6月期前年比較）においても、東京は全国を上回っていること。

(2) 東京の中小企業における業況D I、業況見通しD Iともに依然としてマイナスであるが、業況D I、業況見通しD Iとも、回復基調が認められること。

(3) 東京都の企業倒産件数、負債額とも増加傾向が認められる。東京都における企業の経営状況は依然として厳しく、予断を許さない状況である。全国の企業物価指数の前年同月比は上昇率が縮小しているものの、依然として令和5年6月現在、4.1%と高水準であること。また、価格転嫁率は依然として低く抑えられ、特にエネルギーコストや労務費の転嫁率が低い。これらを踏まえると、生産性の向上及び価格転嫁の適正化による中小企業・小規模事業者の賃上げ原資を増大させていくことが不可欠である。

このため、生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し賃上げを実現できるよう、政府が実施する生産性向上等への支援を一層強化することを求める必要があること。とりわけ事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、支給対象となる事業場を拡大すること。また、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者がより活用しやすくするようにすることが必要である。加えて、税制や補助金等の種々の施策に取り組むことも必要であること。中小企業・小規模事業者において、業務改善助成金及び種々施策の周知等の徹底を要望する必要があること。

価格転嫁対策については、中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠であるという考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）・改正「振興基準」（令和4年7月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する必要があること。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する必要があること。

4 東京における引上げ額について。

中賃答申において、「今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するに当たっては4.3%を基準として検討することが適当」とされたところであるが、東京における引上げ額の目安は41円であり、引上げ率は3.82%と、0.48ポイント下回っており、全国47都道府県の中で最も低い割合であった。目安の41円（引上げ率3.82%）は、消費者物価指数の対前年上昇率を一定下回るものであるが、当該上昇率（4.4%）は、Aランク内においては、大阪（4.8%）、愛知（4.7%）、千葉（4.7%）を下回って東京は中位であること。Aランクの賃金改定状況調査結果第4表において、引上げ率が2.3%の実績であること。地域別最低賃金の地域間格差への配慮等を勘案した上で、公益としては41円、率にして3.82%の引上げとするのが適当であると考え

る。

発効日について、使用者側委員から、企業における準備や就業調整問題への対応のため、翌年1月1日以降とすること、今後も当審議会において議論が必要であることが主張された。

なお、公益委員の一部から、3要素の一つである生計費の実質的な価値の維持をより重視して、東京においては実質額の低下を意味する目安額を上回るべきとする意見があった。

以上です。

都留会長

ありがとうございます。

ただいまの公益見解を踏まえて、使側の委員、御意見ございますか。よろしいですか。

労側の委員はよろしいですか。

清野委員

今読み上げられた中にもありましたが、使用者側委員から、発効日を翌年1月以降とするということについて議論が必要であると主張されたことは承知しておりますけれども、私ども労働者側としては、4月の時点で労働組合として交渉し、その結果を踏まえて、指標が出てくる時期にそれを波及させる、というふうに段階を踏むので、私どもは、10月1日の発効にこだわっていきたいということは申し上げております。そのことについてはお互いに議論をする必要があると思いますけれども、現段階において

は、労働者側としては10月1日にこだわるということを主張させていただきます。

都留会長

ありがとうございました。

労側の他の委員、御意見ございますか。よろしいですか。

労使双方から御意見をいただきました。意見の隔たりはありますが、一致することは難しいと判断して、専門部会において慎重に審議していただいた結果ですので、専門部会報告にありますとおり、東京都最低賃金については、時間額1,113円、額にして41円、率にして3.82%の引上げ、発効日は法定どおりとすることについて、採決を行いたいと思います。

賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

賃金課長

会長を除く出席委員17名中13名が賛成であることを確認しました。

都留会長

では、賛成多数と認めます。よって、本案は、専門部会報告どおり可決されました。

ただいまの結果に基づきまして、東京労働局長宛て答申したいと思いません。答申につきましては、これから答申文(案)を作成します。

(答申文(案)作成)

都留会長

再開してよろしいですか。

それでは、再開します。

事務局から、答申文(案)を読み上げてください。

賃金課長補佐

それでは、答申文(案)を読み上げます。

令和5年8月7日。

東京労働局長 辻田博殿。

東京地方最低賃金審議会会長 都留康。

東京都最低賃金の改正決定について(答申)。

当審議会は、令和5年7月3日付け東労発基0703第2号をもって貴

職から諮問のあった標記のことについて、現下の最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府が実施する生産性向上等への支援を一層強化することを要望する。とりわけ、事業場内で最も低い時間給を一定以上引上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、支給対象となる事業場を拡大すること、また、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者がより活用しやすくなるようにすることを要望する。加えて、税制や補助金等の種々の施策に取り組むことも要望する。中小企業・小規模事業者において業務改善助成金及び種々施策の周知等の徹底を要望する。

価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）・改正「振興基準」（令和4年7月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

別紙。

東京都最低賃金。

1 適用する地域、東京都の区域。2 適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。3 適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。4 前号の労働者に係る最低賃金額、1時間1,113円。5 この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6 効力発効の日、法定どおり。

都留会長

ありがとうございます。

この答申文（案）でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

都留会長 御異議なしということですので、局長に答申したいと思います。
事務局は答申文の正本を作成してください。

（答申文作成）

（答申文手交）

労働局長 ただいま会長から、令和5年度の東京都最低賃金の改正につきまして、
答申をいただきました。7月3日にこの諮問をさせていただいて以来、特
に8月1日の中央最低賃金審議会の目安の伝達以降、専門部会等を通じて
短期間に集中的に御議論いただきました。誠にありがとうございました。

また、本日の答申については、それぞれのお立場から様々な御意見もあ
る中で、三者構成による審議会の運営に真摯に向き合われ、様々な難しい
御判断をいただき、一定の結論を出していただいたことにつきまして、改
めて感謝を申し上げます。

東京労働局といたしましては、今後、答申を踏まえて手続を適正に進め
ていきたいと考えております。

また、答申におきまして、生産性向上のための助成金等の各種施策によ
る支援の強化、その周知の徹底、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資
を確保できるよう価格転嫁に向けた取組に関する御要望もいただいております。
当局といたしましては、今後一層施策の推進に努めてまいりたいと思
っております。

皆様方におかれましては、引き続き、東京地方最低賃金審議会の運営に
御協力を賜りますよう改めてお願い申し上げます、御礼の御挨拶とさせ
ていただきます。

ありがとうございました。

都留会長 ありがとうございました。

 それでは、今後の予定について事務局から説明をお願いします。

賃金課長 東京都最低賃金の改正決定につきましては、審議会から答申がございましたので、本日、令和5年8月7日月曜日、答申の要旨について公示を行います。公示の期間は、公示日の翌日から起算して15日を経過する日、令和5年8月22日火曜日までとなります。この間、異議申出がなかった場合には、公示期間終了後、東京労働局長が最低賃金の決定を行います。

 一方、異議申出がなされた場合につきましては、異議申出について審議をするための本審を開催させていただくことになります。順調に手続が進行した場合には、効力発生日は、法定どおり令和5年10月1日となります。

 以上です。

都留会長 ありがとうございます。

 続きまして、議事（2）「その他」に入ります。何かございますか。よろしいですか。

 （「なし」の声あり）

都留会長 特になければ、これで審議終了といたします。

 本日の議事録は、審議会運営規程第7条に基づき、公益委員は私が、労働側委員は清野委員、使側委員は神委員に確認をお願いします。

 最後に、事務局から連絡事項があればお願いします。

賃金課長 次回の開催日程でございますが、後日事務局より御連絡をさせていただきます。皆様方の御出席をよろしくお願いいたします。

 以上です。

都留会長 それでは、本会はこれにて終了といたします。本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。